

【生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)】

～高血圧症、脂質異常症、糖尿病の患者様へ～

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生省より令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた「特定疾患管理料」を廃止し個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改訂に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で「特定疾患管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料」へと移行いたします。

この度の改定によって、患者様にはここに応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ署名をいただく必要がありますのでどうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、患者様の状況に応じ医師の判断のもとリフィル処方や28日以上長期の投薬を行う場合もございます。